

尼情公第 8838 号

令和 3 年 2 月 24 日

尼崎市公文書管理制度審議会会長 様

尼 崎 市 長

稲 村 和 美

公文書の管理に関する条例及びこれに基づく公文書管理制度のあり方について（諮問）

公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）第 1 条において、「行政の諸活動や歴史的事実の記録である公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るもの」との考えが示されています。

現在、本市においては、尼崎市文書規程等に基づき文書を管理していますが、法の趣旨及びこれに基づく国の制度を鑑みれば、文書管理の適正化が一層求められているところです。

また、令和 2 年 10 月に公文書館機能を有する歴史博物館の供用を開始しているところですが、歴史資料として重要な公文書（以下「歴史的公文書」という。）を市民が主体的に利用し得るための仕組みに係る根拠法規は未整備な状況にあります。

これらのことから、本市においても、法の趣旨を踏まえ、現在及び将来の市民への説明責任を果たすことを目的として、公文書の作成及び適正な管理を義務化するとともに、歴史的公文書について利用請求権等を規定した公文書の管理に関する条例の制定を予定しているところです。

当該条例の制定にあたり、条例に盛り込むべき事項のほか、公文書の適正な管理のあり方に関し、次の事項について、貴審議会に諮問いたします。

- 1 公文書の作成及び適正な管理のあり方について
- 2 歴史的公文書の保存のあり方について
- 3 歴史的公文書を市民が主体的に利用する制度のあり方について
- 4 条例制定後の第三者機関のあり方について

以 上

（情報公開担当）